

(18) 新株の引受権を譲渡した場合の取得価額

48—4 削除

**【解 説】**

改正前の本通達は、株主の地位に基づき割当てを受けた新株の引受権を譲渡した場合の所得金額の計算の基礎となる当該新株の引受権の取得価額について、株主割当て（増資）により取得した株式の取得価額の計算に準じて行うことを示したものの。

**【改正の趣旨等】**

旧商法における新株引受権制度は廃止されたが、会社法では同様のことが株式の割当てを受ける権利の付与（会社法 202）や新株予約権無償割当て（会社法 277）により行うことができることとされている。

新株予約権については、所得税法施行令第 109 条第 1 項において、新たな払込み又は給付を要しないで取得した新株予約権のうち、株主等として与えられた場合で他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められるときの新株予約権の取得価額は、零となること（同項第 3 号）、また、株主等として与えられた場合で他の株主に損害を及ぼすおそれがあると認められるようなときの新株予約権の取得価額は、その取得の時点における価額となること（同項第 5 号）が明確化されたことから、本通達を削除した。